

## 新規訓練設定奨励金の概要

今後も悪化が予想される雇用失業情勢の影響を受け、失業期間の長期化が懸念される中で、緊急人材育成支援事業による職業訓練として、新たに訓練を設定する実施機関に対して、新規訓練設定奨励金を支給することにより、訓練定員の拡大を図ります。

### 1 支給対象実施機関

#### (1) 第1種新規訓練設定奨励金

第1種新規訓練設定奨励金は、緊急人材育成支援事業訓練計画認定書の交付を受け、当該認定の基礎となる計画書に基づく訓練（基金訓練）を実施した実施機関のうち、支給要件を満たすものに対して支給します。

#### (2) 第2種新規訓練設定奨励金

第2種新規訓練設定奨励金は、緊急人材育成支援事業訓練計画認定書の交付を受け、社会的事業者等訓練コースの基金訓練を実施した実施機関のうち、支給要件を満たすものに対して支給します。

### 2 新規訓練設定奨励金の支給額等

#### (1) 支給方法

基金訓練開始後に、実施機関からの申請を受けて支給します。

#### (2) 支給対象の範囲

##### ① 第1種新規訓練設定奨励金

##### ア 支給対象となる実施機関

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合に支給します。

(ア) 基金訓練として、次のa～dの訓練コースのうち従前は実施していなかった訓練コースを、初めて設定した場合

a 職業横断的スキル習得訓練コース

b 新規成長・雇用吸収分野等訓練コース 基礎演習コース

c 新規成長・雇用吸収分野等訓練コース 実践演習コース

d 社会的事業者等訓練コース

なお、基金訓練として実施したものでなければ、従前に同一と見なせる訓練コースを設定していても差し支えないものとする。

(イ) 基金訓練として、次の1～21の訓練分野のうち従前は実施していなかった分野の訓練を、初めて設定した場合

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1. IT基礎分野          | 12. 輸送サービス分野    |
| 2. IT分野            | 13. エコ分野        |
| 3. 営業・販売・事務分野      | 14. 調理分野        |
| 4. 医療事務分野          | 15. 電気関連分野      |
| 5. 介護福祉分野          | 16. 機械関連分野      |
| 6. 農業分野            | 17. 金属関連分野      |
| 7. 林業分野            | 18. 建設関連分野      |
| 8. 旅行・観光分野         | 19. 理容・美容関連分野   |
| 9. 警備・保安分野         | 20. その他の分野（サービス |
| 10. クリエイト（企画・創作）分野 | 分野、製造分野）        |
| 11. デザイン分野         | 21. 社会的事業分野     |

なお、基金訓練として実施したものでなければ、従前に同一と見なせる分野の訓練を設定していても差し支えありません。

#### イ 訓練コース及び訓練分野の取り扱いの留意事項

- (ア) 職業横断的スキル習得コースの分野は、原則として「IT基礎分野」又は「営業・販売・事務分野」として取り扱われます。また、「IT基礎分野」は、職業横断的スキル習得コースに限って適用される分野として取り扱われます。
- (イ) 基礎演習コースは、ア(イ)の1～21のいずれの分野にも属さないものとして取り扱い、実施内容に異同があっても最初の一回のみしか支給対象となりません。
- (ウ) 社会的事業者等訓練コースの分野は常に「社会的事業分野」として取り扱い、かつ「社会的事業分野」は社会的事業者等訓練コースに限って適用される分野として取り扱われます。

#### ウ 複数の訓練を設定した場合等の取り扱い

- (ア) 訓練コース及び訓練分野がともに同一の訓練（以下、単に「同一の訓練」という。）を複数設定した場合  
 当該複数の訓練について同時に支給申請があった場合（訓練開始時期がほぼ一致する場合）には一の申請として取り扱い、各訓練の定員の総計に応じて支給します。支給申請が同時に行われなかった場合には、前記アにより、後から申請されたものは支給の対象となりません。
- (イ) 同一の実施機関が、複数の実施施設を設置して各所において同一の訓練を設定した場合  
 各実施施設ごとに、アの(ア)又は(イ)に該当する場合に、各実施施

設における訓練の定員数に応じて支給します。ただし、下記エの(ウ)に該当する場合を除きます。

(ウ) 基礎演習コースと実践演習コースを組み合わせで設定した場合

それぞれのコースの訓練期間と定員数に応じて支給します。例えば、3か月の基礎演習コースと6か月の実践演習コースを組み合わせで訓練を設定した場合、9月の訓練としてではなく、(3)①の区分における「3月以上6月未満」、「6月未満9月以下」の訓練をそれぞれ設定したものとして取り扱う。

(エ) 複数の分野にまたがった内容で設定した場合

訓練計画の認定に当たり、主たる分野として一の分野を指定した場合には当該分野と、複数分野を指定した場合には指定したすべての分野と重複しない場合に限り、当該分野の訓練を初めて設定したものと見なします。

エ 支給対象としない場合

(ア) 基金訓練でない既存の訓練の定員の一部を基金訓練の定員とし、基金訓練の対象者とそれ以外の受講者とを区分せず実施する訓練を設定する場合

(イ) 同一の施設内において、既存の基金訓練の実施回数を拡大して追加設定する場合

(ウ) 同一の実施機関が、基金訓練を実施している施設と同一又は隣接の建物内に新たな施設を設置して、同一の訓練を追加設定する場合

(エ) 訓練を設定したが、受講者が集まらなかった等の理由により開講されなかった場合（ただし、一の計画期間中に複数回の実施を予定している訓練については、当該期間中において開講された場合に支給対象とする。）

② 第2種新規訓練設定奨励金

ア 支給対象とする場合

次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合に支給します。

(ア) あらかじめ、施設・設備の設置又は整備等に係る計画の確認を受けたものについて、訓練実施後、その計画に基づいた施設・設備の設置等がなされたことが実地において確認された場合

(イ) 当該実施機関における社会的事業者等訓練コースの受講者が計10名以上となった場合

イ 支給対象としない場合

(ア) 建物の借入に係る敷金、施設の借料、訓練に必要な備品のレンタ

ル、リースにかかる費用

- (イ) 訓練に必要な消耗品、自動車の購入に係る経費
- (ウ) 債権・債務を生ずる経費
- (エ) 領収書、証明書等のない経費、購入明細が明らかでない経費
- (オ) その他訓練の実施に当たって必要と判断されないもの

(3) 支給額

① 第1種新規訓練設定奨励金

新規に設定した訓練の期間及び定員数に応じて、以下の額を支給します。

訓練期間	定員数			
	1～9人	10～14人	15～19人	20人以上
3月以上6月未満	1人当たり 5万円	50万円	75万円	100万円
6月以上9月未満	1人当たり 10万円	100万円	150万円	200万円
9月以上12月以下	1人当たり 15万円	150万円	225万円	300万円

② 第2種新規訓練設定奨励金

1施設当たり支給対象経費ごとに以下の額を限度として、訓練実施のために必要な施設・設備の設置又は整備等を行うために要した費用の5分の4の額が支給されます。なお、支給対象となる施設・設備は、基金訓練に使用することを主たる目的とし、かつ複数の受講者が反復して使用できるものに限られます。

- ア 施設の建物の借入れに係る礼金 50万円
- イ 施設を整備するための施設改造（施設改造、施設補修、室内外改装、看板制作等）の経費 400万円
- ウ 設備の整備（訓練機器、事務機械、什器、訓練で使用する備品等の購入）に係る経費 350万円

**3 新規訓練設定奨励金の支給手続**

(1) 支給申請及び精算申請

① 第1種新規訓練設定奨励金

第1種新規訓練設定奨励金の支給を受けようとする実施機関は、「第

1種新規訓練設定奨励金支給申請書」に認定書の写し及び「新規訓練設定奨励金関係受講者名簿」を添付し、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター（都道府県センター）を経由して、中央職業能力開発協会に提出してください。

② 第2種新規訓練設定奨励金

第2種新規訓練設定奨励金の支給を受けようとする実施機関は、「第2種新規訓練設定奨励金支給申請書」に認定書の写し、「新規訓練設定奨励金関係受講者名簿」、認定の基礎となる計画書の写し及び施設・設備の設置又は整備等に要する経費の内訳、積算根拠を示す書類を添付し、都道府県センターを経由して、中央職業能力開発協会に提出してください。

4 新規訓練設定奨励金の不支給

- (1) その実施に当たって必要な経費が国、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人等により措置されているものに対しては、新規訓練設定奨励金は支給されません。ただし、当該訓練の実施を目的に措置された予算でない、一般的な設置費、運営費等については、この限りではありません。
- (2) 偽りその他不正な行為により、緊急人材育成・就職支援基金において支給する他の奨励金の支給を受け、又は受けようとし、当該奨励金に係る支給決定取消、返還措置を執られ、3年を経過していない実施機関に対しては、新規訓練設定奨励金は支給されません。

5 支給決定の取消し及び新規訓練設定奨励金の返還

新規訓練設定奨励金の支給を受けた実施機関が次の①、②又は③に該当する場合には、支給取消となり、取り消した額の新規訓練設定奨励金を返還しなければなりません。また、返還理由が不正行為である場合、返還金に利息が付される場合があります。

- ① 偽りその他不正の行為により緊急人材育成・就職支援基金において支給する他の奨励金の支給を受け、又は受けようとした場合  
支給した新規訓練設定奨励金の全部又は一部
- ② 偽りその他不正の行為により新規訓練設定奨励金の支給を受けた場合  
支給した新規訓練設定奨励金の全部又は一部
- ③ 支給を受けるべき額を超えて新規訓練設定奨励金の支給を受けた場合  
当該支給を受けるべき額を超えて支払われた部分の額

